

## 令和6年第1回大野町農業委員会議事録

令和6年1月5日、大野町農業委員会長 目加田 菊次は、第1回大野町農業委員会を大野町役場大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

---

### 本日の会議に付した議案

報第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報第2号 賃借料の情報提供について

議第1号 農地法第3条の規定による許可について

議第2号 農地法第5条の規定による許可について

---

### 出席農業委員（14名）

1番 末守 吾郎 委員	2番 馬淵 徳次 委員	3番 内田 博人 委員
5番 河本 茂樹 委員	6番 見屋井 美栄子 委員	7番 河野 正和 委員
8番 目加田 菊次 委員	9番 林 和朗 委員	10番 山村 隆昌 委員
11番 野村 茂雄 委員	12番 加納 賢 委員	13番 清水 誠 委員
14番 國枝 治彦 委員	15番 飯沼 良一 委員	

### 出席農地利用最適化推進委員（11名）

岡田 松榮 委員	林 竜彦 委員	渡邊 靖 委員	所 勝重 委員
久保田 静真 委員	内藤 昭宏 委員	河田 幸則 委員	小森 富雄 委員
野津 正明 委員	宮嶋 博幸 委員	田代 定 委員	

### 本会議の職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 吉村 康弘 係長 高島 伸圭 係 田邊 貢一 係 若原 宏晃

(令和6年1月5日 午前9時00分開会)

○議長（目加田菊次会長）

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

[全員起立－農業委員会憲章唱和]

○議長（目加田菊次会長）

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者を1番の末守吾郎委員、2番の馬淵徳次委員にお願いしたいと思います。それでは報第1号について、事務局より説明願います。

[係長高島伸圭 報第1号の議案説明]

○係長（高島伸圭）

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、夫より農地を相続されたものであります。2筆で1,462㎡でございます。

2番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。3筆で4,295㎡でございます。

3番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。3筆で5,467㎡でございます。

4番の案件につきましては、夫より農地を相続されたものであります。1筆で448㎡でございます。

5番の案件につきましては、夫より農地を相続されたものであります。4筆で2,850㎡でございます。

6番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。9筆で14,132㎡でございます。

7番の案件につきましては、夫より農地を相続されたものであります。1筆で1,089㎡でございます。

報第1号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第1号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

それでは報第2号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 報第2号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第52条の規定により、農業委員会は農地の利用増進及び農地の利用関係の調整に資するため、借賃に関する情報の提供を行うこととなっております。今回は、令和5年中に利用権設定された農地に関する賃借料について表の区分の通り集計し、100円未満の端数を四捨五入したものです。このデータはホームページ上で公開されるものとなります。公表内容としましては、田と畑のそれぞれの賃借料の平均額、最高額、最低額と件数をあげております。

賃借料一覧表				
区分	平均額	最高額	最低額	データ数
田	4,700円	12,000円	2,000円	359
畑	7,400円	12,000円	5,000円	39

報第2号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第2号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

これより審議に入ります。それでは議第1号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第1号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第3条の規定により、農地の所有権を取得したり、賃借する場合は、農業委員会の許可を要することとなっております。

1番でございます。譲受人が譲渡人より経営する認定こども園の畑とするため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は391㎡となります。担当推進委員は所委員でございます。

2番でございます。譲受人が譲渡人より新規（売買）で農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は429㎡となります。担当推進委員は所委員でございます。

議第1号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第1号の1番・2番の案件につきまして、担当委員であります所委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（所勝重委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第1号の1番・2番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第1号の1番・2番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第2号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第2号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、さらに農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、一般個人住宅を建築するために申請されました。担当推進委員は宮嶋委員でございます。

2番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を借り受け、一般個人住宅を建築するために申請されました。担当推進委員は田代委員でございます。

3番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、建物付き分譲住宅を建築するために申請されました。担当推進委員は田代委員でございます。こちらは、令和5年8月22日に農振除外の許可をした案件になります。その際の申請から、転用事業者の変更及び計画変更がありました。変更内容としましては、当初分譲住宅6棟から4棟への変更となっております。転用事業者が変更になった理由書等必要書類については提出いただいております。

議第2号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第2号の1番の案件につきまして、担当委員であります宮嶋委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宮嶋博幸委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第2号の2番・3番の案件につきまして、担当委員であります田代委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田代定委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第2号の1番から3番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第2号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の議案は終了します。続きまして12月の委員会で継続審議になっている議43号及び議44号の案件について、事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 継続審議の議第43号及び44号の説明〕

○係長（高島伸圭）

農振除外の継続審議となっていたのが、A-1地区の3番とA-2地区の4番の案件になります。前回の審議の際には書類が揃っていない状況でしたが、書類が揃いましたので説明をさせていただきます。

A-1地区の3番の案件につきましては、建設機械及び農業機械修理工場の増設として申請されました。。こちらについては27号計画に位置づける必要がある案件であり、農業に資する施設についてのみ農振除外が可能となります。事業計画に、農業機械修理の年間目標等が記載されていますが、とても農業に資する施設と認めるのは難しいと思います。

A-2地区の4番の案件につきましては、ガソリンスタンドとして申請されました。。こちらについても27号計画に位置づける必要がある案件であり、農業に資する施設についてのみ農振除外が可能となります。事業計画から、申請地の隣の事務所と神社を移転して一体で利用するので規模的にも問題ないと思います。また、農業に資する部分に関しては、地域の農業者等の利用が見込まれますので問題ないと思います。以上のことから、農振除外地として認められると思います。

○議長（目加田菊次会長）

A-1地区の3番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

○農業委員（10番山村隆昌委員）

A-1地区の3番の案件について、事務局としては農振除外を認めるのは好ましくないということですか。

○係長（高島伸圭）

利用計画の目標から判断すると農業に資する施設とは言いがたいと思います。

○農業委員（10番山村隆昌委員）

除外の要件のどれに該当しないと判断したのですか。

○事務局長（吉村康弘）

こちらの土地は、除外の6要件の内、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているものであることに該当しないのですが、地域の農業に資する施設であれば除外ができるようになっており、今回

は農業に資する施設であるかどうかで許可の判断を行います。農業に資するかどうかについては、決まった基準がなく非常に判断が難しいですが、今回の事業計画等の書類で農業委員会としての意見をいただきたいと思えます。

○議長（目加田菊次会長）

事業計画の修理台数等を見ると、とても農業に資する施設とは認められない。元々の事業の敷地拡張が主なものになると思えます。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

例えば農業機械の修理を元の事業の半分程度行うということであれば、農業に資する施設と認めてもいいのではないかと。今回の事業計画では、とても農業に資する施設とは認められず、元の事業の拡張であると思う。

○議長（目加田菊次会長）

他にご審議ございませんか。

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。

○議長（目加田菊次会長）

それでは、A-1地区の3番の案件につきまして、事業計画の目標では地域の農業に資する施設と認められず否決とされる場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

A-2地区の4番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

○農業委員（2番馬淵徳次委員）

神社の移転は簡単にできるのか。



○係長（高島伸圭）

神社庁への届出が必要になるが、その辺り含め地元の方が動いている状態です。

○議長（目加田菊次会長）

それでは、A-2地区の4番の案件につきまして、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次回の農業委員会については2月5日9時より行います。よろしくお願いいたします。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第1回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長 目加田 菊次



委員 末守 吾郎



委員 馬淵 徳次

